

abira

6

2024
no. 216
あびら

特集
安平山パークゴルフ場

シーズン到来!

安平山 パークゴルフ場



特集 安平山パークゴルフ場

広々とした開放感のあるコースが特徴的な安平山（あんぺいざん）パークゴルフ場。

独特なアンジュレーション（※1）を活かしたコースレイアウトで、初心者から上級者まで幅広く楽しむことができる。

日本パークゴルフ協会の公認コースとして認定されている当パークゴルフ場は、A・B・C・D・Eの5コース、45ホールという数は胆振地方では苫小牧市に次ぐ多さ（※2）となっており、リピーターも絶えない。

※1 アンジュレーションとは、コースにおける「うねり」などの地形の起伏のこと
※2 日本パークゴルフ協会認定コース中



町内外のグループでパークゴルフを楽しみに来られていた皆さんと、数コースを回らせていただいた。

キビキビと動き、力強くクラブを握る姿に圧倒されると「スカーン」という心地よい音が場内に響き渡る。

力強いショットを見た後はすべに、にこやかな表情に戻り、「もうすぐ90歳になるけど、こーやってパークゴルフをすることができて嬉しい」と話してくれた。また、安平山パークゴルフ場はコースを回るだけで1万歩ほど歩くのだと教えてもらい、皆さんのキビキビとした動きと健康の秘訣が分かる取材となった。



上記写真はオープン当日（4月12日）に千歳市から来られていたグループの皆さん。「春先には他市町村のパークゴルフ場にもよく行くが、安平山パークゴルフ場ほど緑が生い茂っていない。芝がとても良い状態だ」と話してくれた。

あいにくの空模様ではあったものの、オープン日から安平山パークゴルフ場のコースを存分に楽しんでいただけたようだ。

（文責 総務課情報グループ 中崎 凌）



早来パークゴルフ協会

阿部 裕起 会長

【安平山PG場の良いところ】
芝の管理が良く、春先も状態が良い。コースの距離もあって、やりごたえがある。

【PGに興味がある方へ】

パークゴルフは、仲間作りに最適で、健康増進にもつながります。楽しくワイワイ話しながら歩くとあっという間に時間が過ぎて、練習すればするほど面白くなる。運動として、パークゴルフという選択はいかがでしょうか。レンタルクラブやレンタルボールもあるので、とても気軽に始められます。

追分パークゴルフ協会

本多 眞吉 会長

【安平山PG場の良いところ】
スキー場下の広大なコースで、景色と空気が綺麗。木が少なく、打ちやすい。

【PGに興味がある方へ】

パークゴルフは、歩ければできる競技です。近くでできる運動で、体を動かし、足腰を鍛えてみませんか。競技人口がどんどん少なくなっているため、1人でも多くの方が、パークゴルフに興味を持ってもらえると嬉しいです。



安平山パークゴルフ場 基本情報

営業時間・期間

8時～17時

シーズン中は無休で営業中

※今シーズンは11月4日(月・休)までの営業を予定しています。

利用料金

大人(1日)	500円【8時～17時】
大人(午前)	300円【8時～13時】
大人(午後)	300円【12時～17時】
子ども	200円【8時～17時】

※上記は町民料金となります。

※その他、団体割引(8名様～)があります。



町民の皆さんがワイワイ楽しんでいる声を聞くと、こちらでも元気になります。オープンすることを電話で伝えたら「楽しみにしていた」という声もいただきました。

町民の方だけでなく、たくさんあるパークゴルフ場から安平山を選んでくれる町外のお客さんももちろん嬉しいです。今シーズンも皆様のご利用、心よりお待ちしております。

パークゴルフ場 従業員一同



問合せ 安平山パークゴルフ場 ☎ 2514

教育委員会事務局社会教育グループ ☎ 7036

お知らせ

町や道などからのお知らせです。

室蘭児童相談所巡回相談の実施について

お子さんの発達の中で気になることや困ったことなど、発達全般の相談を希望される方、療育手帳の新規申請や再判定を希望される方は期限までにお申し込みください。

日程

8月7日(水)

申込期限

7月5日(金)

※実施場所は利用される方々の居住地区などを考慮し、決定します。

申込み・問合せ

健康福祉課福祉グループ

☎29707071

乳児健康相談のご案内 (離乳食講習会)

日程

7月9日(火)

受付

9時30分～9時45分

(12時頃終了予定)

対象

2か月～1歳6か月の乳児とその保護者

場所

保健センター

内容

・離乳食講習会(栄養士と一緒に作り皆さんで離乳食を試食します)

・保育士とのふれあい遊び

・身体計測

メニュー

・おかゆ(10倍粥)

・豆腐とかぼちゃのトロトロ

・豆腐の大根みぞれあん

・チキンクリームシチュー

・にんじんと玉ねぎのポター

ージュ

・にんじんと玉ねぎのリゾット

ト

・ひとくちチキンポテト

持ち物

母子手帳、エプロン

定員

10組

申込み

7月1日(月)までに電話でお申し込みください。

※定員になり次第終了とさせていただきます。

※希望により保健師による乳

児相談、栄養士による栄養

相談も行えます。

申込み

健康福祉課健康推進グループ

☎29707071

令和6年度 胆振地方 消防操法訓練大会の開催 について

胆振管内の消防団員が安平町に集まり、消防操法訓練大会が次の日程で行われます。当日は周辺で混雑が起る恐れがありますので、周辺を利用予定の方はご注意ください。また、当日は町民センター

およびときわ球場の駐車場は使用できません。ご了承ください。

日時

6月26日(水)

場所

9時～

問合せ

ときわ公園屋外スケートリンク場

場所

胆振東部消防組合消防署安平支署

問合せ

☎2220704

広告欄

各種ギフトを豊富に取り揃えております!

出産内祝

結婚内祝

御見舞のお返し

新築内祝・御挨拶

お香典・法要お返し

入学・進学内祝

お中元・お歳暮

景品

記念品

カタログギフト・お米券・ビール券のお取り扱いもごさいます!



道の駅
Daito

苦小牧市新開町4丁目2-12
【営業時間】10:00~18:30

公式ホームページはこちら

Instagram
随時更新中!

Tel.(0144) 53-0901
FAX(0144) 53-0903

贈り物のダイトー 検索
https://okurimono-daito.jp/



ふるさと納税 (4月実績)

安平町は、たくさんの方に
応援していただいています。

寄付件数 831件

金額 14,789,000円

安平町物産館からのお知らせ

住所: 安平町早来大町199番地1 (JR早来駅横)

道の駅あびら D51 ステーション

D51 ベーカリー出張販売!

6月18日(火)

11時~14時 (売り切れ次第終了)



道の駅
人気パン!

安平町福祉交通助成事業申請について

下記の対象者に、デマンドバス、循環バス、追分ハイヤー、町内運行路線のあつまバスおよび追分駅、早来駅（きっぷ購入代金）の地域公共交通機関で共通に利用できる「共通回数乗車券」を交付しています。新規で希望される方は申請手続きが必要となりますので、下記申請窓口で申請してください。

また、前年度対象となり、次年度以降も対象となる方は、自動更新されます（毎年の申請書提出が不要となります。毎年7月下旬までに次年度の回数券をお送りします。辞退される方は下記問合せ先までお知らせください）。

※福祉交通助成事業で交付する券に限り、令和6年度の交付分から、1年間の有効期限が付きますのでご注意ください。

対象者

- (1)満70歳以上の方（翌年7月31日までに満70歳に到達する方を含む）で、介護保険料第3段階以下の方
- (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方（未就学児を除く）
または障害年金を受給している方
- (3)生活保護世帯に属する方（未就学児を除く）
- (4)介護保険施設などの入所者
- (5)ひとり親世帯に属する方（未就学児を除く）
- (6)満80歳以上の方

助成内容

年間最大16,500円分、共通回数乗車券を交付します（申請月によって交付金額が変わります）。

申請窓口

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

あなたの悩みに
コタエを出します

面談電話 完全無料
相談予約ダイヤル **0144-35-8373**
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

気軽に電話で相談 ☎ **011-281-8686** 1回15分 相談無料
※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

歯科衛生士・歯科助手 募集

募集内容 歯科衛生士・歯科助手（パート）

時給 歯科衛生士 1200円～1500円
歯科助手 980円～1100円

勤務時間 午前 9:00～13:00
午後 14:30～18:30
(土) 9:00～13:00

勤務時間は相談可能です
ブランクのある方、主婦の方でもOKです。
未経験者OKです。

〒059-1911 苫小牧市安平町追分本町5丁目62-2
ひまわり歯科医院
TEL0145-26-6480

季節労働者の皆さまのスキルアップを支援します!! 令和6年度 厚生労働省委託事業 通年雇用人材育成事業

試験対策講習
・施工管理技士(土木、造園 ほか)
・第二種電気工事士(学科・技能)
・消防設備士(乙種4類)
・危険物取扱者(乙種4類)

パソコン・スマホ講習
・Word・Excel・PowerPoint
経理事務入門講座(全8講座)
・簿記(初級又は3級)・経理実務 ほか

技能講習(全14講習)
・小型移動式クレーン・床上操作式クレーン
・フォークリフト・車両系建設機械(整地等)
・車両系建設機械(解体用) ほか

受講料 無料

《 対象者：安平町にお住いの通年雇用化を目指す季節労働者の方 》

東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会 0144-34-5521
詳細はホームページへ！「東胆振 通年雇用」で検索！ LINE 公式アカウントあります



65歳以上の方へ

令和6年度 安平町介護保険料のお知らせ

町に納めていただく65歳以上の方の今年度の保険料についてお知らせします。介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったときにみんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、健康保険などの医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されるので、現在加入している健康保険などにお問い合わせください。

■保険料の決め方

65歳以上の方の保険料については、前年の本人および世帯の課税や所得の状況に応じて13段階に分けられています。

※今年度の保険料基準額に改定はありませんが、段階が9段階から13段階に変更になっています。

保険料段階	対象者	介護保険料	
		年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	17,780円	1,482円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	30,260円	2,522円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	42,740円	3,562円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	56,160円	4,680円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	62,400円	5,200円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円	6,240円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上の方	81,120円	6,760円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上の方	93,600円	7,800円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	106,080円	8,840円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上の方	118,560円	9,880円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上の方	131,040円	10,920円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上の方	143,520円	11,960円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	149,760円	12,480円

※第1段階から第3段階の保険料は、低所得者軽減後の保険料となります。

※この保険料段階に基づく令和6年度の介護保険料を納付書でお支払いの方には、6月中（年金から天引きされている方は9月）に個別に通知します。

■保険料の納め方

・特別徴収の方（年金から天引きされている方）

年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。

・普通徴収の方

6月中に町から送付する納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。納期内に納付困難な場合は分割納付も可能ですので、ご相談ください。納期限は下記のとおり。

【1期】7月1日(月) 【2期】9月2日(月) 【3期】10月31日(木) 【4期】令和7年1月6日(月)

問合せ 健康福祉課介護グループ ☎ 7072

役場職員の「ナチュラル・ビズ・スタイル」を開始しました

役場では、これまで地球温暖化対策の一環として、夏季は「クールビズ」、冬季は「ウォームビズ」に取り組んできました。

この取り組みを発展させ、年間を通して省エネや節電を強く意識し気候や室温に合わせ、職員一人ひとりが働きやすい服装について自主的に判断し執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を6月3日から実施しています。

来庁される皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、町が主催する会議の服装についても、ノーネクタイを基本とした「ナチュラル・ビズ・スタイル」を励行します。会議に出席される皆様も、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

森林環境税の課税が始まります

森林整備の費用などに充てるため、令和6年度から新たに森林環境税が課税されます。森林環境税は国税ですが、個人町民税、道民税の均等割と合わせて、年額1,000円を賦課徴収することとされています。納めていただいた森林環境税は、その全額が森林環境譲与税としてすべての都道府県、市町村へ譲与されます。

令和6年度以降の個人町民税、道民税均等割および森林環境税の内訳は下表のとおりです。

	令和5年度まで	令和6年度以降
町民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
森林環境税	—	1,000円
合計	5,000円	5,000円

※個人町民税、道民税の均等割が非課税となる方は、森林環境税も課税されません。

※東日本大震災からの復興に関して、防災のための施策に必要な財源を確保するための臨時特例による均等割の引き上げ（町民税500円、道民税500円）は令和5年度で終了しました。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513

ヒグマに注意しましょう

令和6年度から寄せられた安平町のヒグマの出没情報を「ひぐまっぷ」というサイトで公開しています。

「ひぐまっぷ」で表示されているものは、ヒグマの目撃や出没などがあった場所であり、印が無い場所が安全とは限りませんので、ご注意ください。

ヒグマの姿や足跡などを見たときは、役場またはお近くの駐在所へご連絡をお願いします。



「ひぐまっぷ」（令和6年度出没分）はこちらからご覧いただけます

連絡先 早来駐在所 ☎ 2030 追分駐在所 ☎ 2003 安平駐在所 ☎ 2339
遠浅駐在所 ☎ 2211 安平町役場 ☎ 2511（代表）

「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」 使用料の助成金制度について

町民の皆さんにご利用いただいている「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」は、安平町商工会が管理している施設で、使用する場合は使用料がかかります。

この制度は、サークル活動や団体が会議などで「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を利用した場合、支払った使用料を町が団体に助成する制度です。

この助成金制度を利用するためには、団体が登録を受け、助成対象団体となる必要があります。

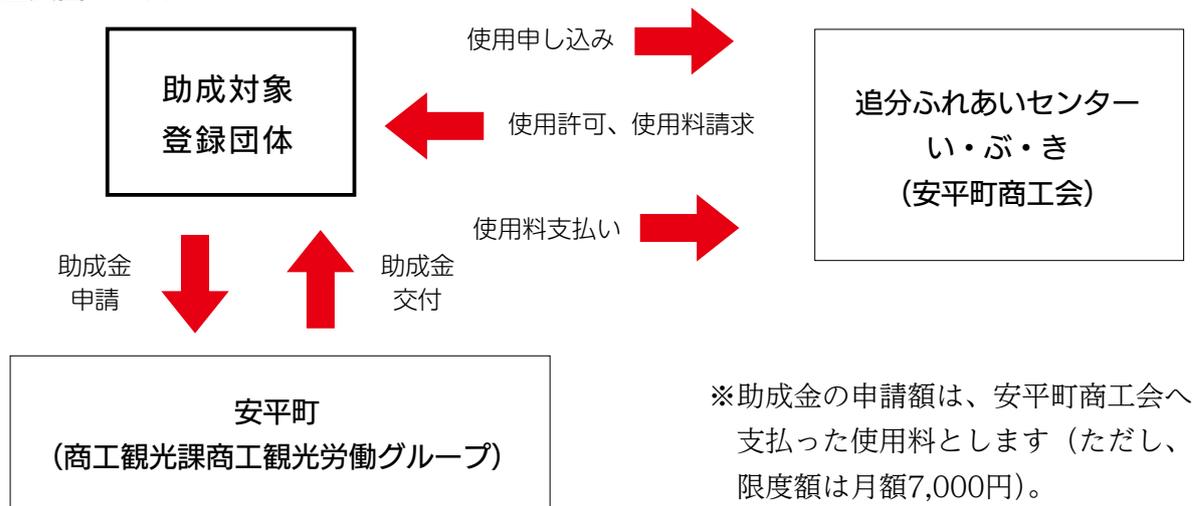
助成対象団体となるには

- ・団体が町から認定登録されるには、申請が必要です。
- ・助成金の申請場所は、町窓口（商工観光課商工観光労働グループ）となります。
- ・利用内容によっては、お断りする場合があります。

（例：その団体の使用により、床および壁などを傷める恐れのある場合）

※利用が多くない団体でも、登録を済ませておけば「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」を使用した際は、助成金の申請ができます。

助成金支出のフロー



その他

- ・「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」の使用申し込みは、管理者である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」内、安平町商工会追分支所となります。
- ・活動の目的上、登録できない団体もありますので、下記にお問い合わせください。
- ・営利目的の使用は助成金の対象になりません。

問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083

地域おこし協力隊 募集中！

募集対象：都市地域在住の方

知人、友人の方で興味や関心がありそうな方がいらっしゃいましたら、
情報提供にご協力をお願いします。



募集案内は
こちらから

【問合せ】政策推進課政策推進グループ ☎ 2751

「安平町街中拠点施設活用事業支援助成金」の 申し込みについて

助成対象事業

「安平町まち・あいステーション ラピア」「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」「ENTRANCE」などの街中拠点施設を利用し、自らが企画実施する催しのうち、コミュニティ活性化や街中に人々を集める催しや賑わい創出を促す事業で、事業費の1/2以上の額を町内の店舗で利用するものであること。そして不特定多数の人々を集める事業として事前に行事開催の周知を行うことが必要となります。

対象者

町内に事業所などを有する法人または団体、法人格のない団体にあつてはその代表者。

※「安平町まち・あいステーション ラピア」を利用する場合は事前に団体登録が必要となります。

※商工会およびその関係組織は対象外です。

助成対象経費

- ・ 消耗品費（事務用品など）
- ・ 燃料費（ガス、灯油、ガソリンなど）
- ・ 通信運搬費（チラシの新聞折り込み経費など）
- ・ 食材費（食に係る催しものの食材購入など）
- ・ 印刷製本費（チラシ作成の用紙代など）
- ・ その他事業に必要な経費

※構成員の飲食経費は対象外経費です。

助成金額

助成金の上限は3万円、下限は1万円となります（定額補助）。

例：事業費（対象経費）が10万円の場合、助成金は上限額の3万円以内となります。

事業費（対象経費）が2万円の場合、助成金は2万円以内となります。

申込先・問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083

下水道工事に伴う交通規制のお知らせ（安平地区）

下水道工事の実施に伴い、片側交互通行を行いますので、付近を通行される際は現場の指示に従ってください。

工事期間中は何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【交通規制】

規制場所

安平37番地先から安平566番12地先
（町道安平市街南2条線、町道安平市街5号線、町道中山通り）

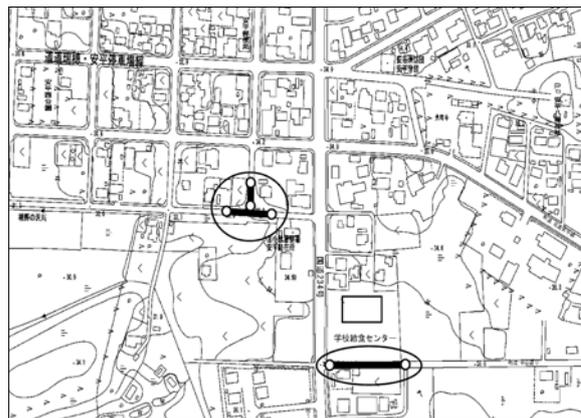
工事期間

10月30日(水)まで（予定）

施工業者

未定

問合せ 水道課下水道グループ ☎ 2730



個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

- ・配偶者を含む扶養親族とは、源泉徴収票または確定申告書もしくは住民税申告書に記載のある方に限ります。
- ・定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ・同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ・控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

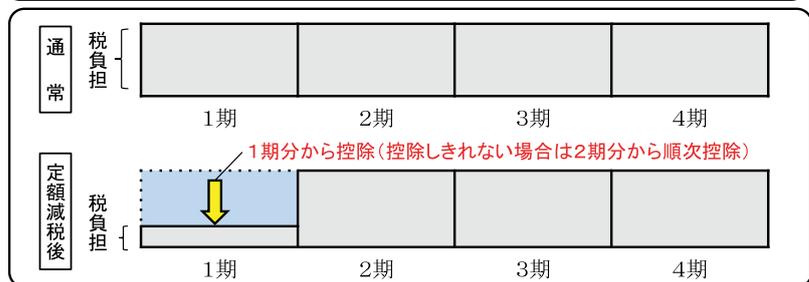
① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月でならされます。



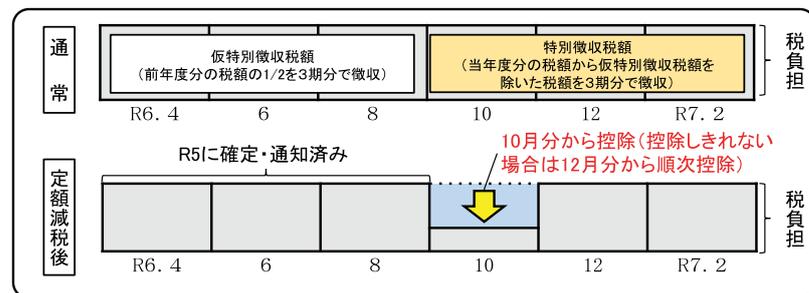
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- ・個人住民税の定額減税の手続きは不要です。
- ・減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、すべての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- ・所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

問合せ 税務住民課税務グループ ☎2513

安平町町民自治推進委員会 ～第5期推進委員の委嘱に向けて～

まちづくりへの町民参画と協働をより一層深めるため、「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」が制定されたあとも「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」など、町民の皆様の視点でチェックしていくために設置しています。

令和4年7月14日からの2年間、第4期目の委員の皆様に活動していただきました。

本年7月13日の任期満了に伴い、安平町町民自治推進委員会条例の規定に基づき、第5期推進委員の委嘱を進めていきます。

これまで務めていただいた委員の皆様、ありがとうございました。

1. 町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分で町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- (1)住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- (2)学識経験のある方
- (3)地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- (4)その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

2. 町民自治推進委員会の役割、任期、報酬などについて

- (1)役割 まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しについて、町長の諮問に応じて答申や提言を行います。
- (2)任期 2年間（第1回目の会議は、例年9月頃）
- (3)報酬 「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」の規定によりお支払いします。

3. 委員委嘱に向けた手続きについて

- (1)住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方
 - ・300名を無作為に選び、封書を送付（時期は6月下旬から7月上旬を予定）
 - ・封書が届いた方のうちで希望される方は、役場へお申し込み
 - ・希望者が多数の場合、抽選により決定
- (2)地域コミュニティ団体の構成員の委嘱手続き
自治会、町内会で構成する4つの連合会へ委員となる方の推薦を依頼させていただきます。
※追分地区1名、安平地区1名、早来地区1名、遠浅地区1名を予定しています。

4. 令和5年度の活動概要

現在、町は『子どもにやさしいまちづくり事業』（CFCI）に取り組んでいます。

まちの子どもたちに「どのようにまちづくりに興味をもってもらい、意見してもらえるのか」「そのためにどのような条例にしていくと良いのか」などを議論してきました。

この議論を通して、大人と子どもにとって、つまり『みんなにやさしいまちづくり』を一つずつ進めています。



問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2730 FAX 2026

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて

■保険料率が変わりました

被保険者の皆様にお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6～7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<p>●均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 51,892円</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 52,953円 (1,061円増)</p>
<p>●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 10.98%</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 11.79% ※ (0.81ポイント増)</p>
<p>※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%として算定します</p>			
<p>●賦課限度額 (1年間の保険料の上限度)</p>	<p>令和4～5年度 (年間) 66万円</p>	➡	<p>令和6～7年度 (年間) 80万円 ※ (14万円増)</p>
<p>※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします</p>			

保険料率に関する制度改正があります

すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。

この制度改正の影響を受け、被保険者の皆様に負担いただく保険料は増加することとなりました。

制度改正の内容

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

均等割5割、2割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、5割、2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得—最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

- ・1年間の保険料の上限額は80万円です。
- ・所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度には限度額と所得割額について〔激変緩和措置〕があります

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

■保険料の軽減について

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,885 円	約 318 円増
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	26,476 円	約 530 円増
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	42,362 円	約 849 円増

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問合せ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
☎011-290-5601
- ・税務住民課税務グループ ☎22513

ポイントあびら 行政、生きがいポイントの付与について

事業名	内容	区分	付与単価	担当課
定住促進事業	出生祝金	1人または1組につき	50,000	税務住民課戸籍グループ ☎ ㊟ 2940
	結婚祝金		40,000	
	新規就農		200,000	産業振興課農政・畜産グループ ☎ ㊟ 2515
	新規商工業		200,000	商工観光課商工観光労働グループ ☎ ㊟ 7083
	若者雇用		100,000	政策推進課政策推進グループ ☎ ㊟ 2751
	住宅建設奨励	1世帯につき	町営分譲地 200,000	
	住宅建設奨励（転入奨励）※1	※1は転入された世帯、 ※2は※1かつ子育て世帯を対象	町営分譲地外 100,000	
	住宅建設奨励（子育て助成）※2		100,000	
医療給付ポイント還元事業	医療費助成を受けていない受給者	重度心身しょうがい者 ひとり親家庭 子ども分	1,000	健康福祉課国保グループ ☎ ㊟ 7072
保健事業	がん検診等	受診、参加1回につき	50	健康福祉課健康推進グループ ☎ ㊟ 7071
	乳幼児健診等			
	インボディ測定	プログラム修了者	100	
	特定保健指導修了ポイント			
介護予防事業	しゃんしゃん教室等	65歳以上	50	健康福祉課介護グループ ☎ ㊟ 7072
	認知症サポーター養成講座	参加1回につき		
	認知症サポーターフォローアップ研修			
	オレンジカフェ			
	認知症サポーターステップアップ研修			
	ウォーキングサッカー等町が行う介護予防事業			
	認知症サポーターの会	ボランティア活動1回につき		
介護の仕事応援事業 登録者等			100	
安平町徘徊高齢者等SOSネットワーク（協力員）登録者			50	
市民後見人養成講座修了者			500	
後見支援員登録者			1,000	
安平町スポーツセンター 各種レッスン参加ポイント	各種プールレッスン（大人対象レッスンのみ）	参加1回につき	50	教育委員会社会教育グループ ☎ ㊟ 7036
	各種フロアレッスン（大人対象レッスンのみ）			
地域公共交通対策事業	共通回数乗車券購入ポイント事業	現金購入額に対して	10%	政策推進課政策推進グループ ☎ ㊟ 2751
ぬくもりの湯事業参加ポイント	カラダ測定会、ぬくもりサロン	参加1回につき	50	住民サービス課住民サービスグループ ☎ ㊟ 2411
		皆勤賞（全12回）	当日入浴者 1000 入浴なし 500	
		年度内6回以上参加	当日入浴者 300 入浴なし 150	
		測定点数の特典（上がった方）	当日入浴者 1000 入浴なし 500	
		測定点数の特典（-3点まで維持した方）	当日入浴者 500 入浴なし 250	
生きがいポイント	給食ボランティア、運転ボランティア 傾聴ボランティア その他社協が依頼したボランティア（イベント、生活支援等） 地域ネットワーク会議 サロンスタッフ研修会 ボランティア体験プログラム その他社協が主催する研修会等	参加1回につき	50	健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071
	ボランティアセンター公式LINEに新規登録した方	1回		

制度全般に関する問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ ㊟ 7083

「地方自治法」および「安平町財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、令和6年3月31日現在における一般会計の歳入歳出予算の執行状況をお知らせします。

令和5年度下半期（10月～3月） まちの財政状況

町有財産の状況

土地

- ①18,662,458㎡
1人当たり 2,561㎡
- ②18,657,070㎡
学校用地、山林 ほか

建物

- ①140,923㎡
1人当たり 19.34㎡
- ②140,923㎡
役場庁舎、町立学校 ほか

自動車

- ①69台
- ②69台
役場公用車、バス ほか

積立金

- ①51億7,658万円
1人当たり 710,483円
- ②52億5,344万円
財政調整基金積立金 ほか

有価証券

- ①1億3,924万円
1人当たり 19,110円
- ②1億4,024万円
株券（北海道畜産公社 ほか）

出資金

- ①2,105万円
1人当たり 2,889円
- ②2,105万円
苫小牧広域森林組合 ほか

- ①は令和6年3月31日
- ②は令和5年9月30日
令和6年3月31日の人口
7,286人

予算の執行状況

項目	歳入		収入率 (B) ÷ (A)
	予算現額 (A)	収入済額 (B)	
町税	20億8,764万円	20億7,065万円	99.2%
地方交付税	26億4,537万円	26億4,537万円	100.0%
使用料・手数料	1億9,570万円	1億8,524万円	94.7%
国庫支出金	9億8,664万円	8億4,295万円	85.4%
道支出金	5億2,963万円	4億182万円	75.9%
繰入金	4億7,449万円	158万円	0.3%
諸収入	2億8,205万円	2億6,820万円	95.1%
町債	3億2,585万円	0万円	0.0%
その他※1	11億514万円	10億7,702万円	97.5%
歳入合計	86億3,251万円	74億9,283万円	86.8%

※1 その他は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金および負担金などです。

項目	歳出		執行率 (B) ÷ (A)
	予算現額 (A)	支出済額 (B)	
総務費	10億8,159万円	7億7,003万円	71.2%
民生費	16億3,785万円	13億4,179万円	81.9%
衛生費	5億3,975万円	5億1,201万円	94.9%
農林水産業費	3億8,600万円	3億2,929万円	85.3%
土木費	9億4,892万円	8億2,785万円	87.2%
消防費	3億2,629万円	3億2,515万円	99.7%
教育費	12億899万円	9億5,276万円	78.8%
災害復旧費	8,334万円	5,562万円	66.7%
公債費	10億2,691万円	10億2,691万円	100.0%
給与費	10億7,828万円	10億7,085万円	99.3%
その他※2	3億1,459万円	2億5,897万円	82.3%
歳出合計	86億3,251万円	74億7,123万円	86.5%

※2 その他は、議会費、労働費、商工費などです。

町債は、家庭での「ローン」にあたるものです。

町債残高の状況

項目	現在高	比率	町民1人当たり※3
公営住宅建設事業債	4億2,632万円	5.4%	58,512円
過疎対策事業債	29億1,041万円	36.5%	399,452円
合併特例債	16億647万円	20.2%	220,488円
災害復旧事業債	2億9,294万円	3.7%	40,206円
減税補てん債	1,254万円	0.2%	1,721円
臨時財政対策費	25億6,706万円	32.2%	352,328円
その他※4	1億5,216万円	1.8%	20,883円
合計	79億6,790万円	100.0%	1,093,590円

※3 町民1人当たりの額は、令和6年3月31日現在の人口7,286人で算出しています。

※4 その他は、一般公共事業債、一般単独事業債などです。

安平町人事行政の運営状況等を公表します

1. 職員の任免および職員数に関する状況

令和6年4月1日現在

区分		令和5年度 退職	令和6年度 新規採用者	職員数
町長 部局	総務課			18人
	政策推進課		1人	13人
	税務住民課	1人	2人	14人
	産業振興課			11人
	建設課		1人	13人
	会計課			2人
	健康福祉課	1人	1人	27人
	水道課			10人
	住民サービス課	1人		8人
	商工観光課			5人
議会事務局				2人
農業委員会事務局				2人
教育委員会事務局				18人
計		3人	5人	143人

※上記職員数に再任用職員を含みます。

安平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度における人事行政の運営状況を公表します。

2. 給与費の状況

給与支払額（普通会計令和5年度決算見込み）

職員数 (A)	138人
給与費 (B)	846,807千円
給料	525,680千円
職員手当	107,937千円
期末・勤勉手当	213,190千円
1人当たり給与費 (B/A)	6,137千円

注) ・職員手当には退職手当は含まれていません。

- ・職員数は令和5年4月1日現在の普通会計から給与を支出する職員数（特別職、再任用職員を含んだ全体数）です。

3. ラスパイレス指数の状況

各年4月1日現在

区分	安平町	類似団体平均	全国町村平均
令和2年	98.2	96.0	96.4
令和3年	97.1	96.0	96.3
令和4年	97.7	95.8	96.3
令和5年	97.8	96.0	96.3

- 注) ・ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- ・類似団体平均とは、安平町と人口規模や産業構造等が類似する団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4. 職員の給与の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

令和5年4月1日現在

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安平町	41.6歳	316,137円	380,742円	358,973円
北海道	42.8歳	317,306円	387,419円	360,085円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	404,515円
類似団体	41.2歳	299,802円	357,065円	328,916円

注) ・「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

- ・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2)初任給と経験年齢別・学歴別の平均給料月額の状況

令和5年4月1日現在

区分		初任給	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	196,200円	243,500円	317,100円	360,400円	392,000円
	高校卒	166,600円	200,400円	282,600円	313,900円	358,800円

(3)職員の手当の状況

令和5年4月1日現在

手当名	内 容
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・配偶者を除く扶養親族1人につき6,500円~10,000円、特定扶養加算1人につき5,000円
住居手当	自ら居住するために住宅を借り受け、月額16,000円を超える額を支払っている職員
通勤手当	自家用車を利用する場合（2km以上の者に限る）2,000円~31,600円の範囲で支給 ※交通機関を利用している場合も支給
地域手当	札幌市に勤務する職員に支給 給料および扶養手当の合計額の3%を支給
特殊勤務手当	税務等手当 徴収の督励 日額300円、滞納処分 日額700円
	移送業務手当 精神患者または寝たきり老人の移送業務 日額300円
	死病人処理手当 死病人の処理業務 1回3,000円
	感染症防疫業務 感染症の防疫等の作業 日額1,500円
	畜犬、死亡獣畜等処理手当 畜犬、死亡獣畜等の処理作業 日額1,000円
	火葬等業務手当 火葬業務 1体10,000円
	家畜伝染病処理手当 家畜の伝染病予防、検査または消毒業務 日額500円

手当名	内 容												
時間外手当	正規の勤務時間外に勤務した場合に支給												
管理職手当	・課長、参事職 月額62,300円~67,500円 ・保健師長 月額51,900円 ・補佐職 月額31,700円												
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時または緊急により、週休日または祝祭日、年末年始に勤務した場合または災害対応等で平日深夜に勤務した場合に（勤務1回につき12,000円を超えない額）支給												
期末手当 勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2月</td> <td>1.0月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.25月</td> <td>1.05月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45月</td> <td>2.05月</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月	1.0月	12月期	1.25月	1.05月	計	2.45月	2.05月
		期末手当	勤勉手当										
6月期	1.2月	1.0月											
12月期	1.25月	1.05月											
計	2.45月	2.05月											
寒冷地手当	役職加算 5~10% 毎年10月から翌年2月までの各月において在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 月額26,380円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額14,580円 ・その他の職員 月額10,340円												

5. 職員の勤務時間その他勤務条件

令和5年4月1日現在

勤務時間

始業、終業時間	8時30分~17時15分
休憩時間	12時~13時

休暇

有給休暇の種類	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
有給休暇の付与日数	年間20日（繰越可能 限度40日）

6. 職員の分限処分および懲戒処分の状況

令和5年度実績

分限処分

種類	処分事由	人数
降任	職に必要な適格性の欠如	0
休職	心身の故障	3

懲戒処分

区分	免職	停職	戒告
処分人数	0	0	0

7. 服務の状況

令和5年4月1日現在

職員の服務の基本	職務専念義務免除
地方公務員の服務については、地方公務員法で規定されていて、①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。	職員の職務免除は次の場合に承認されます。 ①研修を受ける ②免許の更新等

8. 研修の状況

令和5年度実績

区分	主な研修	参加人数
施設研修	胆振町村会主催研修および道市町村研修センターならびに東胆振定住自立圏主催研修	34人
グループ研修	—	0人
職場内研修	防災教育研修、人事評価研修、刈払機取扱作業安全衛生研修、公文書作成研修、道総研出張まちづくり塾、接遇研修	延べ250人

9. 福祉および利益の保護の状況

令和5年度実績

区分	受診状況
健康診断	総合健診109名、一般健診31名

10. 競争試験および選考の状況

令和5年度実績

令和5年度採用試験	
一般事務職	管内共同試験 6名応募 (面接0名、採用者0名) 町独自試験 17名応募 (面接7名、採用者5名)

令和6年度 税務職員 募集案内について

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

受験資格 (1)令和6年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方

(2)令和7年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

受付期間 6月14日(金)9時～6月26日(水) (受信有効)

申込専用アドレス <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネットで申し込みができない場合は、下記問合せ先の札幌国税局までお問い合わせください。

第1次試験 基礎能力、適性、作文試験 **試験日** 9月1日(日) **合格者発表日** 10月3日(木)

第2次試験 人物試験、身体検査 **試験日** 10月9日(水)～18日(金)のうち指定する日

最終合格者発表日 11月12日(火)

問合せ ・札幌国税局人事第2課採用担当 ☎011-231-5011 (内線2315)

・最寄りの税務署 (総務課)

自衛官等 募集案内について

応募資格 ・自衛官候補生 18歳以上33歳未満の方

・一般曹候補生 18歳以上33歳未満の方

・航空学生 航空要員 18歳以上21歳未満の方

海上要員 18歳以上23歳未満の方

・防衛医科大学校 (看護学科学生) 18歳以上21歳未満の方

・防衛大学校学生 (一般) 18歳以上21歳未満の方

受付期間 ・自衛官候補生 7月1日(月)～8月7日(水) (必着)

・一般曹候補生 7月1日(月)～9月3日(火) (必着)

・航空学生 7月1日(月)～9月5日(水) (必着)

・防衛医科大学校 (看護学科学生) 7月1日(月)～10月2日(水) (必着)

・防衛大学校学生 (一般) 7月1日(月)～10月17日(水)

試験日程 ・自衛官候補生 第2回試験 8月23日(金)～25日(日)のいずれか
筆記試験、口述試験、身体検査

・一般曹候補生 第1次試験 9月14日(土)～21日(土)のいずれか 筆記試験

・航空学生 第1次試験 9月16日(月・祝) 筆記試験、適性検査

・防衛医科大学校 (看護学科学生) 10月12日(土) 筆記試験、小論文

・防衛大学校学生 (一般) 11月2日(土) 筆記試験

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部苫小牧出張所 ☎0144-323725

安平町商工会からのお知らせ

1. 「安平町創業塾」開催のお知らせ

起業したいが方法がわからない方、経営の基礎を学びたい方、創業を考えている方、創業5年未満の方はお気軽にご参加ください（定員数10名）。

※受講料は無料です。 ※日程が変更になる場合があります。

※申込者が少ない場合、中止になる場合があります。

※マスクの着用は任意ですが、発熱症状など体調がすぐれない場合は受講をご遠慮ください。

開催日時	内 容
第1回 8月19日(月) 18時～19時	経営の基本を学ぶ
第2回 8月21日(水) 18時～19時	創業の基礎知識、創業時の資金調達方法
◎第3回 8月23日(金) 18時～19時30分	マーケティングの基本、インターネット活用術、決算書
◎第4回 8月26日(月) 18時～19時30分	人材育成と採用の基礎知識、創業計画書の立て方①
◎第5回 8月28日(水) 18時～20時	創業計画書の立て方②

※上記表の◎回は特に重要です。

講師 (株)森永管理 中小企業診断士 森永 勉氏 会場 安平町商工会館（早来大町34番地1）

特典 7割以上出席された方に対し、創業時に一定のメリットを受けられる証明書を発行します。
詳細はお問い合わせください。

2. 「あびら創業なんでも相談会」開催のお知らせ

創業を視野に入れている方に対して、下記のとおり相談会を実施します。わからないことや不安なことがありましたらぜひご相談ください。

開催日時 8月19日(月) 16時～17時30分 会場 安平町商工会館（早来大町34番地1）

対象者 創業予定の方、創業して間もない方

■申込方法 名前、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、「安平町創業塾」をご希望の方は、想定または実施しているビジネス概要と創業（予定）時期、「あびら創業なんでも相談会」をご希望の方は簡単な相談内容を明記の上、下記メールアドレスに送付ください。

メール hayasho@coral.ocn.ne.jp

■申込期限 7月22日(月)

申込先・問合せ 安平町商工会 ☎ 2789（早来本所）

ポイントあびらからのお知らせ

■6月の毎週木曜日は3倍セール！

この機会にたくさんポイントを貯めて、お得に買い物をしましょう！

ポイントあびらの情報は
こちらから発信しています



Facebook



Instagram

問合せ ポイントあびら 早来本所 ☎ 2789（安平町商工会早来本所）
追分支所 ☎ 2154（安平町商工会追分支所）

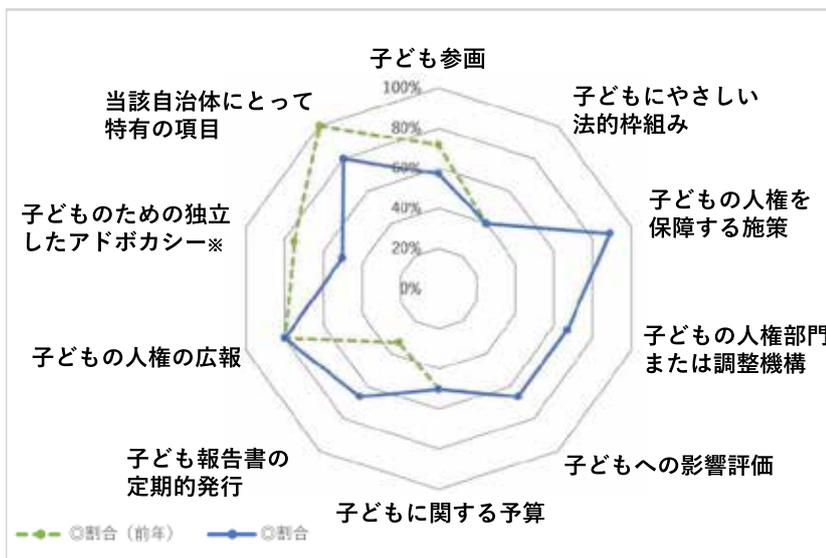
当町は、令和3（2021）年12月17日、ニセコ町・宮城県富谷市・東京都町田市・奈良県奈良市とともに、日本で初めてのCFCI実践自治体となりました。

町のCFCIにおける令和5年度までの評価と令和6年度の目標を次のように整理したのでお知らせします。

子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）とは、子どもの意見表明権の確立など、子どもの権利条約を具現化する活動のことを言います。
この考え方は子どもだけではなく、大人も含めたみんなにやさしいまちづくりに繋がっていく考え方、取り組みです！



●令和5年度評価



町が自ら作成したチェックリストに記載する各項目について、令和5年度の達成度合いを3段階で評価し、よくできた項目の割合を左図のとおり示しています。

前年（点線）と比較し、達成度合いが下降および上昇する項目があり、それぞれ分析の上、子どもにやさしいまちづくりの推進に向け取り組んでいく必要があります。

※アドボカシー：子どもの権利を意識した企業（会社）などによる活動

●令和6年度目標

令和5年度評価を踏まえ、令和6年度は次の目標達成に向けて取り組みを進めていきます。各目標項目に関する詳細は下記二次元バーコードよりご覧いただけます。

- 目標1. CFCIに関する視察等の受け入れ
- 目標2. CRE（子どもの権利教育）の導入推進
- 目標3. 子どもの権利に関する条例制定に向けた動き
- 目標4. 安平町まちづくり基本条例の見直しに向けた動き
- 目標5. 子どもに意見を聴きやすい仕組みづくり

日本ユニセフ協会および安平町では、公式ホームページにてCFCIに関する情報を発信しています。
※インターネット環境がない方はご連絡ください。紙に印刷してお渡します。

日本ユニセフ協会HP



安平町CFCIページ



R5評価結果とR6目標の公表ページ

評価、目標の詳細について掲載しています。



問合せ 教育委員会事務局学校教育グループ ☎ 297036

メール gk-kyouiku@town.abira.lg.jp



成年後見制度の担い手は今後ますます必要に！

高齢化の進展により、認知症高齢者の増加にとどまらず、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な高齢者が増加傾向です。そのような状況から成年後見制度[※]の必要性は一層高まっていて、親族以外の第三者による「成年後見人」の需要が増大しています。

今後も増加が見込まれるその需要に、弁護士や司法書士などの専門職がすべて対応することは難しい状況です。同じ地域に暮らす住民として、成年後見制度を利用している人と同じ目線で考え、相談し合える「市民後見人」の役割が、これまで以上に期待されています。

※成年後見制度とは、判断能力が十分ではない方の権利を法律的に守る制度です。

■市民後見人とは

親族や専門職以外の一般市民による後見人のこと。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理や本人に必要な医療や介護、福祉サービスを利用できるようにするなどの支援を行います。実際の食事の世話や介護などをするものではありません。

■市民後見人になるには

特に資格などは必要ないですが、成年後見人としての知識や経験を身に付ける必要があります。市民後見人として活動するまでの流れは以下のとおりです。

- ①とまこまい成年後見支援センターが実施する「市民後見人養成講座」を受講
- ②安平町社会福祉協議会が行う法人後見事業のサポーター活動などを行うことにより、実際に後見人としての経験を積む
- ③安平町が整備する市民後見候補者名簿に登録
- ④安平町から後見人として推薦され、家庭裁判所から後見人選任される

【市民後見人養成講座について】

一般の方が地域で後見人として活動できるよう養成することを目的に、とまこまい成年後見支援センターが年に数回開催している講座です。

今年度（令和6年度）の講座の詳しい日程、場所につきましては、とまこまい成年後見支援センター（苫小牧市社会福祉協議会）のホームページに掲載していますので、社会貢献活動に関心のある方はぜひご参加ください。

今年度より、「市民後見人養成講座を受講された方」にポイントあびら500ポイント付与、さらに「市民後見候補者名簿に登録した方」は1,000ポイント付与となり、最大で1,500ポイントの付与となります。

成年後見制度に関する相談窓口

高齢者の相談窓口

安平町地域包括支援センター 早来地区 ☎ ㊟ 7072 追分地区 ☎ ㊟ 4555

しょうがい者の相談窓口

健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071



あびスポッチャー

安平のスポーツ×カルチャー



今回は安平町のスポーツ活動のご紹介とその魅力をお伝えします。少しでも興味のある活動が見つかるとうれしいです。

安平町で行われているスポーツ活動のご紹介

少年団や部活動、クラブ活動として全24種目のスポーツ活動が行われています。種目は、ソフトテニス、一輪車、バレーボール、野球、サッカー、フットサル、チアダンス、陸上、乗馬、スピードスケート、アイスホッケー、スキー、バスケットボール、剣道、空手、水泳、卓球、カヌー、ペタンク、ゲートボール、パークゴルフ、グランドゴルフ、太極拳、テニポンです。

人口7,000人ほどの町で、これほどたくさんの種目を経験できるのは、北海道で安平町だけです。安平町のスポーツを支えてきた先人の方々に感謝します。

5月号の「スポーツの新常識」でご紹介した通り、「マルチスポーツ」に取り組んでいる方も多くいらっしゃいます。季節によって活動する種目を変える「シーズン制」や通年複数種目に取り組む「マルチスポーツ」を取り入れることによって運動能力バランスの向上や怪我のリスク減少など多くのメリットがあります（中には3種目に取り組む方もいらっしゃいます）。

一方で、1つの種目に集中して取り組むことも素晴らしいことです。経験を重ねるからこそ技術が修練され、常人では考えられない技術やパフォーマンスを発揮する人をみなさんご覧になったことがあるでしょう。

つまり、スポーツの取り組み方に正解はないということ。時期や年代、ライフスタイルによって最適な取り組み方はさまざま。

これからスポーツをするには気持ち良い季節です。くれぐれも体調に留意しながらご自身にあったスポーツとの向き合い方を探してみてください。



今回は安平町で行われているスポーツ活動をご紹介しました。「活動してみたい」と思った方は、教育委員会やアビースポーツクラブへお問い合わせください。

なお、アビースポーツクラブでは、いろんな世代の方に対してスポーツの機会を提供するイベントを開催しています。詳細はアビーホームページ等をご覧ください。

詳しくは
こちらへ



公式HP



公式LINE

問合せ：安平町教育委員会事務局 学校教育グループ
☎ 7036

受託者：NPO法人アビースポーツクラブ



あびら教育プラン



安平町は、“遊育”“あびらぼ”“ワクワク研究所”“ABIRA Talks”という4つの事業によって全ての世代に教育機会を提供しており、これら4つの総称を「あびら教育プラン」と呼んでいます。本紙面では、そんな「あびら教育プラン」の様子を町民の皆様にも少しでもお伝えできたらと思っています！



ぶれいばでハニワを作りました！

「ぶれいば」とは「みんなのちょっとやってみたい」を叶えることをコンセプトに、毎週水曜日の放課後、ENTRANCEで開催している室内の遊び場事業です。毎月第2水曜日には、1人ではなかなかチャレンジできないような体験をみんなで楽しむことをテーマに自由参加型のミニイベントを開催しています。

4月17日は「ハニワを作ろう!」を開催し、顔や装飾のバリエーションが豊かなハニワを制作しました。友だちと役割分担をしたり、粘土に絵の具を混ぜながら、自分の好きな色を作ってみたりしました。粘土の感触を楽しみながら、「ハニワ作り」を通してそれぞれ楽しみ方を見つけていたようです。完成したハニワはどれも個性的で、絵の具で手形を付けたもの、立たせるのではなく飛ばしてみようと思ったものなど、スタッフが想像できなかった作品が生まれたイベントとなりました。

「ぶれいば」では、みなさんの「ちょっとやってみたい」を募集しています。「やってみたいけど、機会がなかなか見つからない」「やってみたいけど、1人では難しそう」など、どんなことでも大丈夫です。一緒に叶えて、楽しんでみませんか？

ぶれいばは、事前連絡や登録なしで参加できます。興味のある方は水曜日の放課後に ENTRANCE へお越しください。



ご自身の強みを生かして、あなたもぜひサポーターに。「あびら教育プラン」を地域みんなで作ってませんか？

「あびら教育プラン」についての詳しい情報は LINE、Instagram を通じて更新します！ぜひご登録ください！



LINE



Instagram



入学式と対面式

4月9日、入学式を挙
行し、33名の新入生を迎えまし
た。翌日10日には5・6時間
目に対面式を行い全校生徒が
体育館に集まりました。校長
先生、生徒会長の挨拶、生徒
会オリエンテーション、委員
会、2・3年クラス、部局



紹介が行われ
ました。その
後、生徒会執
行部による交
流企画では、
全校生徒を5
グループに

追分高校です

145



進路ガイダンス

4月10日～12日に、それぞ
れの学年で進路ガイダンスが
行われました。
前半はスライドを使った進
路指導部長の講話があり、後
半は適性検査を行いました。
進路ガイダンスを通して進

分け、グルー
プごとに自己
紹介やクイズ
を通して、楽
しくコミュニ
ケーションを
図りました。



清掃ボランティア・列車通学 生の会

路の流れにつ
いて確認し、
自分自身の進
路実現のため
に何をすべき
か考えるきつ
かけとなった
ようです。

4月8日の放課後、新入生
を迎え入れるため、本校ボラ
ンティア同好会や有志の生徒
が高校から追分駅までの「ご
み拾い」を行いました。

また、16日には列車通学生
の会が行われ、HR代表理事
などの選出を行い、活動方針
の説明について話しました。

本校は列車で通学する生徒
が多く、追分地区以外に住む
生徒が大半で
す。地域の環
境保全、通学
マナーを今後
も大切にして
いきます。



3年選択授業 車椅子実習

3年生の選択科目「生活福
祉援助技術」で車椅子実習を
実施しました。追分高校から
追分郵便局の入口にあるス
ロープなどに寄り道しながら
追分公民館へ。生徒はこれま
で家庭や学校で車椅子を体験
しており、スムーズに操作し
ていました。公民館では車椅
子対応のトイレやエレベー
ターなどの説明を受けまし
た。そして教
室に戻り、い
つも使用して
いる机も車椅
子に対応して
いることに気
づき、驚いた
ようです。



【6月の行事予定】

- 20日(木)～21日(金)
インターンシップ(2年)
- 25日(火)
地域清掃ボランティア
(2年)

▶皆様のご意見をお寄せください◀

北海道追分高等学校 (☎・FAX ☎ 2555)
〒059-1911 安平町追分本町7丁目8番地
ホームページで「追高の今」をご覧ください。
【<http://www.oiwake.hokkaido-c.ed.jp/>】



追高＝一人ひとりが主役の学校

追分高校は、少人数だからこそ、強い絆で結
ばれた仲間と出会え、誰もが主役になれる学校
です。

追分高校の教職員は、生徒一人ひとりをかけ
がえのない存在として認め、3年間かけて、自
律した18歳に育て上げます。

追高＝一人ひとりを伸ばせる学校

■イベント情報

キャンプフェア第1弾（6月22日(土)～23日(日)）

「アウトドアスパイスほりにし」の安平町限定「ご当地ほりにし」、好評発売中です！「ほりにし監修ホリネーズ」など関連商品も登場します。

今年からロングラン開催！「菜の花さんぽ2024」開催中（～6月9日(日)）

安平町の菜の花を満喫するイベント「菜の花さんぽ2024」を開催中！D51ステーションでは、菜の花にちなんだオリジナルメニューを提供中です。また、町内の飲食店では、菜の花を使った「もぐもぐメニュー」を提供！

NPO法人ねこのて主催「こま猫屋」（6月8日(土)～9日(日)）

かわい猫をモチーフにしたバラエティに富むグッズを販売する「こま猫屋」を開催！

■各コーナーからのお知らせ

コーナー	商品のご紹介・お知らせ（価格は税込）
ベーカリー	<ul style="list-style-type: none"> • ゆず香るピリ辛つくねバーガー 250円 黒ゴマを練り込んだ香ばしい生地に柚子の香りと唐辛子の辛さが効いたペーストをのせ、つくねハンバーグをはさんだボリューム満点のパンです。 • 塩チョコクロワッサン 170円 チョコチップを練り込んだ生地に、瀬戸内産の塩入りシュガーをトッピングして焼き上げました。
テイクアウト	<ul style="list-style-type: none"> • 冷やしうどん各種 苫小牧広域圏産小麦「春よ恋」を使用したうどんは、つるつるの喉越しと強いコシが特徴。お買い得なミニ豚丼セットもご用意しています。 • コーヒー各種 280円 コーヒー豆は、レインフォレスト・アライアンス認証、有機栽培豆を使用。深いコクと程よい酸味が特徴で、一杯ずつ淹れたてを提供しています。
特産品販売	<p>ジンギスカン各種</p> <p>D51ステーションオリジナル「ケンボロー豚ジンギスカン」はもちろん、大人気「塩コロジンギスカン」など、他にも種類豊富に取り揃えています。</p>
農産物直売所 ベジステ	<p>今月のおすすめはアスパラガスとスイカ。アスパラガスはBBQや焼き肉に欠かせません！椎茸はバターと一緒にホイルで包んで醤油を少しかけて。アツアツをほおぼる楽しさはキャンプの醍醐味。デザートはスイカでお口の中はスッキリさっぱり！</p>

■屋内外出店情報

テナント情報		
屋外	OSB企画	8日(土)～9日(日) 木工工芸店初出店！木工折りたたみ椅子を販売。
	ジャグリング	22日(土)～23日(日) 大道芸人「RUI」によるパフォーマンスショー。
屋内	坂爪商店	3日(月)～16日(日) 海鮮加工珍味、ザーサイを販売。
	北の食品	17日(月)～21日(金) 昔懐かしの駄菓子を販売。

■鉄道資料館情報

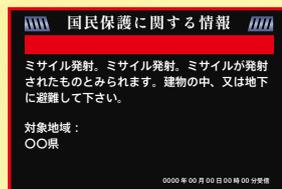
6月開催日	開催時間	内容
9日(日) 23日(日)	10時～14時	D51 320 屋外展示 ※雨天中止。通常開館（屋内展示）となります。
	11時～14時	ミニSL 乗車体験 ※雨天中止。混雑時は整理券を配布します。
	10時～14時	キハ183 車内公開 ※次回公開は7月14日(日)を予定しています。

寄附・寄贈をいただきました

- ・安平町誘致企業会様より
防犯ブザー 51個
- ・安平ライオンズクラブ様より
文房具セット 56セット
- ・早来消防後援会様、安平消防後援会様、
遠浅消防後援会様、追分消防後援会様より
クーピーペンシル 50セット
- ・旧遠浅小学校PTA一同様より
絵画2点（遠藤ミマン作「ジャズ」「赤い帽子」）
- ・遠浅自治会女性部様より
雑巾 50枚

ありがとうございました

弾道ミサイル 飛来時の行動について



弾道ミサイルは、発射から
わずか10分もしないうちに
到達する可能性があります。



弾道ミサイルが着弾した場合、激しい
爆風や破片などにより、身体へ大きな
被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、
Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急
速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



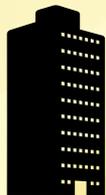
屋外 いる場合
爆風や破片などを避ける

近くの建物の中

または地下へ

緊急一時避難施設*をはじめ、
コンクリート造り等の頑丈な建物
や地下街、地下駅舎等の地下施設
へ避難することが望ましいですが、
それ以外でも構いません。

*緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を
軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。



近くには建物がない場合は

物陰に身を隠す
または地面に伏せ
頭部を守る



屋内 いる場合
爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し

窓から離れる
または
窓がない部屋へ



詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索



【苫小牧医師会】日曜・祝日当番病院（市外局番 0144）

月 日	外科		内科	
	病院名	電話	病院名	電話
6月	9日(日)	同樹会苫小牧病院	(36)1221	苫小牧市夜間・休日急病センター ※令和5年4月から、内科の休日 当番病・医院は夜間・休日急病 センターに統合されました。
	16日(日)	苫小牧日翔病院	(72)7000	
	23日(日)	光洋いきいきクリニック	(71)2700	
	30日(日)	にっしん泌尿器科クリニック	(71)1100	

右記二次元バーコードから町ホームページの
「苫小牧歯科医師会の休日当番医」を確認することができます。



戸籍の窓口から

戸籍の窓口で掲載の確認ができた方を掲載しています。

お誕生おめでとうございます

鳥寛 和玖ちゃん (男) 【親・裕弥 / 舞菜】 4/2
石山 煌ちゃん (男) 【親・尚弥】 4/11

安平町の人口・世帯数 (令和6年5月31日現在)

総人口 7,317 人 (+44)
男性 3,653 人 (+30)
女性 3,664 人 (+14)
世帯数 4,056世帯 (+44)

※交通事故死ゼロ運動の日数は、交通安全だよりをご確認ください。

お悔やみ申し上げます

室城 克美さん (83) 追分若草 4/6
溝口 ミツさん (94) 遠浅 4/8
泉 トキさん (90) 追分花園 4/8
磯部 春雄さん (90) 早来新栄 4/10
鈴木 民江さん (81) 追分豊栄 4/13
本田 静枝さん (88) 安平 4/15
山口 定夫さん (90) 追分向陽 4/18
千坂 秀夫さん (87) 安平 4/18
坂井 重宏さん (79) 早来北進 4/19
嶋 幸子さん (93) 遠浅 4/24



営業時間

11時～22時

問合せ

☎ 2968

休館日

6月11日

6月25日

7月9日

(毎月第2・4火曜日)



※各イベントの詳細は、町ホームページ「ぬくもりセンターからのお知らせ」をご覧ください。

【キッズデー】6月9日(日)～16日(日)

期間中、入浴または回数券購入の小学生以下のお子さんに用紙を配布します。家族の絵を描いて6月末までに提出した方に景品をプレゼント！作品は7月末までラミネートしてガーデニングホールに展示します。

【カラダ測定会】6月19日(水) 13時30分～16時 ぬくもりセンター

体組成測定のほか、14時から作業療法士による診断を受けられますが、混みますので15時以降の参加をおすすめします。

【露天風呂の日】6月26日(水)～27日(木)

6 (ろてん) 26 (ぶろ) の日イベント！今治バスタオルやボディタオルなどのお風呂グッズが当たる抽選会を実施します。

【ハッピーバスデー】

誕生月に名簿登録を行うと、町民の方は2回（町外の方は1回）入浴が無料になり、初めての方にもご好評いただいております。ぜひミストサウナや露天風呂でゆったりとお過ごしください。

【キッズカード、スタンプカード】

令和5年9月の休館前にカードを発行した方は、有効期限を6か月延長しますので、カードを持参し、受付までお越しください。

【お得な情報】

入浴するとスタンプが1個もらえて、貯まった数に応じて入浴券と交換できます。10個貯まると1回、40個で5回無料になります。ぬくもりの湯ではスタンプ2倍デーもあるので、営業カレンダーにてご確認ください。お得な回数券も販売しています。例えば12回券を使いシルバーデーやレディースデーに20回入浴すると、スタンプが40個貯まり、1回あたり約167円お得に入浴できます。ぜひご利用ください。

もっとな 元気に 大き な〜れ!

Vol. 6

産まれてきてくれ
てありがとうございます。
素直でまっすぐに、
元気にすくすく大き
くなっ
てね。
パパ、ママより



も〜っと元気に大きくな〜れ! では町内にお住まいの
お子さま(小学校入学前)とそのご家族の掲載を募集し
ています。

掲載をご希望される方は、下記までご連絡ください。
ご家庭で撮影した写真を使用することも可能です。
お気軽にご相談ください。

総務課情報グループ ☎ 2511



だいき
小林橙樹くんとお母さんの玲華さん

(早来大町)

広報あびら 編集者コラム

総務課情報グループ 中崎 凌

今月号の表紙は、5月22日に撮影した「菜の花」です。撮影当日は平日ではありませんでしたが、どの菜の花畑もたくさんの人で賑わっており、安平町の菜の花文化の根付きを感じました。

表紙の撮影もそうですが、今月号についても、例月通りたくさんの方のご協力があり、作成することができました。

特集は安平山パークゴルフ場の紹介で、取材を通してたくさんの方の皆さんと交流させていただきました。

快く写真撮影などにご対応いただいた皆さんに、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

今月号は安平山パークゴルフ場にも設置させていただくことになりましたので、ぜひ多くの方に手にとっていただき、少しでもパークゴルフ人口の増加の一助になれば嬉しいです。

皆さんぜひ、健康増進や仲間との交流の際には、安平山パークゴルフ場をご利用ください。